

香川県外国人材入国時待機費用支援補助金 Q & A

Q1 補助対象者について、詳しく教えてください。(要綱第4条の表の項目1)

宿泊費用の補助の対象となる外国人材が勤務する事業所の場所が県内にあることを基準としています。例えば、本社所在地が県外にあっても、外国人材の勤務する事業所が県内にあれば、補助対象となります。一方で、本社所在地が県内にあっても、当該外国人材が県外の事業所で勤務する場合には、補助対象となりません。

Q2 入国時待機を実施するにあたり、申請者が負担する宿泊費用を補助対象経費としていますが、具体的にどの期間の宿泊費用が補助対象となりますか。(要綱第4条の表の項目2)

入国日の次の日から起算して14日間の待機が要請されています(「水際対策の抜本的強化に関するQ&A(厚生労働省)」参照)ので、入国日を含めて15泊分の宿泊費用が補助対象経費となります。例えば12月1日に入国したとすると、12月2日0時から12月15日24時までの待機が必要なので、12月1日チェックイン、12月16日チェックアウトまでの15泊16日分が補助対象経費となります。宿泊開始日に関わらず、待機期間終了日の翌日のチェックアウトまでが補助対象です。

Q3 宿泊に伴う食費や送迎費は補助対象となりますか。(要綱第4条の表の項目2)

宿泊費用のみを補助対象としていますので、後付けのオプションサービスは除外したものを補助対象経費としてください。ただし、宿泊費用と分けて整理できない宿泊サービス(食費や無料送迎サービス等)を含むプランによる宿泊の場合には、例外的に補助対象経費として扱います(技能実習における入国後講習の費用や他県の空港や宿泊施設から県内への送迎費用といった宿泊サービス以外の費用は、必ず除外してください)。

Q4 研修施設やマンスリーマンション等への宿泊は補助対象となりますか。(要綱第4条の表の項目2)

バス、トイレの個室管理等ができ、国が示す基準を満たす施設であれば、研修施設やマンスリーマンション、借り上げたアパートなど、ホテル以外の施設も補助対象となります(「水際対策の抜本的強化に関するQ&A(厚生労働省)」参照)。

なお、交付申請に当たっては、要綱第5条の表の項目4に規定する書類の添付提出が必要です。例えば、入国後講習や送迎を含めたプランで研修施設に宿泊した場合、補助対象期間の宿泊費用が分かる明細等を含む、必要事項を証する領収書等の書類の写しを添付することが必要となりますので、御留意ください。

また、アパート等賃貸物件の借上げにおいては、賃貸料月額(共益費・維持費等毎月かかる諸経費を含む)を、補助対象期間の日数で日割り計算した費用が補助対象経費となります。必要事項(宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日)を証する契約書や監理団体からの請求書・領収書の写し等を添付してください。

Q5 既に監理団体が宿泊費用を宿泊施設に支払っていますが、監理費(宿泊費用相当額)の支払いは未了です。この場合は補助対象になりますか。(要綱第4条の表の項目2)

要綱第4条の表の項目2で、「申請日において、支払いを完了しているもの」としていますので、申請者において支払いを完了しているもののみが補助対象です。申請者から監理団体への監理費の

支払い後に、申請してください。

Q 6 「申請日において入国日から起算して3か月を経過していること」を外国人材の要件としていますが、考え方を教えてください。（要綱第4条の表の項目3）

補助の対象となる外国人材が、申請者の事業所に定着していることを確認するため、「入国日から起算して3か月」という要件を設けています。「3か月」の考え方については、下記の例を御参照ください。

（例）・令和2年12月20日の入国

→令和3年3月20日で3か月が経過しているため、申請日において県内の事業所で就労していれば申請可能

- ・8月1日の入国 → 11月1日から申請可能
- ・8月15日の入国 → 11月15日から申請可能
- ・8月31日の入国 → 12月1日から申請可能

基本的に3か月後の、入国日と同じ日付から申請が可能です。3か月後に対応する日付のない日の入国の場合は、その翌月1日から申請が可能です。

Q 7 申請期限について教えてください。（要綱第4条の表の項目6）

本補助金は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源としており、県から補助事業者への支払いを令和4年3月中に完了する必要があります。そのため、審査・支払に要する期間を考慮したうえで、最終の期限を令和4年3月16日（水）としました。交付額が予算額に達しましたら受付を終了し、HPにてお知らせしますので、予めご了承ください。期限を超えての申請は受け付けられません。また、期限内に御提出いただいても、不足書類等の不備があれば、支払いができない可能性があります。極力早期の御提出をお願いいたします。

Q 8 添付書類等は、両面印刷等でも問題ありませんか。（要綱第5条）

添付いただく書類が多くなっておりますので、表の項目ごと、両面印刷や2 in 1印刷で写しをとって御提出いただいても結構です。提出にあたっては、すべてA4サイズに揃えていただき、要綱第5条の表の項目1～4の順に整理して添付いただくよう、お願いします。

Q 9 「県内の事業所で雇用された外国人材であることを証する書類」で、申請書類を提出する場合がありますが、どこまで提出すべきか教えてください。（要綱第5条の表の項目2）

- ・「技能実習計画認定申請書」…別記様式第1号の第1面・第2面の写しを御提出ください。
第3面以降や、その他添付書類等の提出の必要はありません。
- ・「在留資格変更許可申請書」…申請人等作成用と、所属機関等作成用の両方の書類の写しを御提出ください。その他添付書類等の提出の必要はありません。

Q10 宿泊施設への支払いを銀行振込やカード払いで行い、領収書が発行されない場合、どうすれば良いですか。（要綱第5条の表の項目4）

宿泊施設が発行する請求書の写しと、それに対応する振込明細票、申請者名義のクレジットカードの利用明細書の写しなど、宿泊費の支払いが確認できる書類を提出してください。

なお、請求書の写しに要綱第5条の表の項目4に規定する必要事項の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

Q11 宿泊費用を監理団体や登録支援機関が支払っている場合、領収書の宛名は申請者でなくても良いですか。（要綱第5条の表の項目4）

宿泊施設からの領収書の宛名は監理団体等でも結構ですので、領収書等の写しを添付してください。併せて、宿泊費用相当額を申請者から監理団体等に支払ったことを証する書類（領収書や、請求書及び出入金明細等、宿泊費用相当額の支払いを明確に証することができる書類。他費用と合算の場合は明細が分かるようにすること。）を添付してください。この場合、いずれかの書類に交付要綱第5条の表の項目4に規定する必要事項が記載されている必要があります。

例えば、「技能実習」と同じタイミングで「技術・人文知識・国際業務」の外国人材の入国があり、この宿泊費用もいったん監理団体である協同組合が立て替えたといった場合も、同様の対応とします。判断に迷う場合は、県労働政策課（087-832-3368）まで御相談ください。

Q12 補助条件で、「国、市町等の補助金を重複して申請していないこと」とありますが、既に県以外の補助金を申請済みの場合は、それがどのような補助金であっても、本補助金は申請できないのでしょうか。（要綱第4条表の項目7）

以下のとおり、国、市町等の補助金の目的によって異なります。

- 1 本補助金と異なる目的（例えば、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた宿泊業を支援する目的など）の補助金の場合
 - ⇒ 当該補助金が、外国人材の入国時待機の場合にも利用できることが前提とはなりませんが、補助金の目的が異なるため、これら国、市町等の補助金を申請していても、本補助金を申請することができます。ただし、補助金の合計額が宿泊費用を超えることはできません。なお、宿泊費用から、これら国、市町等の補助金を控除した後の額（税抜額）が、本補助金の補助対象経費となります。
- 2 本補助金と同一目的（外国人材の入国時の待機費用を補助する目的）の補助金の場合
 - (1) 国、市町の補助金
 - ⇒ これらの補助金を申請している場合は、本補助金を申請することはできません。
 - (2) (1) 以外の補助金
 - (ただし、国・市町からの補助金等を財源とする場合は(1)と同様に申請不可)
 - ⇒ これらの補助金を申請していても、本補助金を申請することができます。ただし、補助金の合計額が宿泊費用を超えることはできません。なお、宿泊費用全額（税抜額）が、本補助金の補助対象経費となります。